

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第80号

鳥取県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項等及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
目次			目次		
第1章 略			第1章 略		
第2章 養成課程（第2条～ <u>第21条の3</u> ）			第2章 養成課程等（第2条～ <u>第21条</u> ）		
第3章～第5章 略			第3章～第5章 略		
附則			附則		
第2章 養成課程			第2章 養成課程等		
（学科及び学年定員）			（科等及び学年定員）		
第2条 養成課程の学科、専攻コース及び学年定員は、次のとおりとする。			第2条 養成課程、研究課程及び専門技術課程（以下「養成課程等」という。）の科又は専攻及び学年定員は、次のとおりとする。		
学 科	専 攻 コ ー ス	学年定員	課 程	科 又 は 専 攻	学年定員
農業経営 学科	果樹・野菜・花き・作物 ・畜産	30人	養成課程	果樹科・野菜科・花き科 ・畜産科	30人
			研究課程	果樹専攻・野菜専攻・花 き専攻・畜産専攻	校長（鳥 取県事務

--	--	--

(学年)

第3条 養成課程の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 養成課程の学年の学期は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(休業日)

第5条 養成課程の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において校長(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた大学校の長をいう。以下同じ。)が定める日

(4) 略

2 略

(授業科目及び授業時間数)

第6条 養成課程の授業科目及び授業時間数は、別表の基準に従い、校長が別に定める。

		処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた大学校の長をいう。以下同じ。)が別に定める人数
専門技術課程	園芸科・畜産科・森林科	25人

(学年)

第3条 養成課程等の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 養成課程等の学年の学期は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(休業日)

第5条 養成課程等の休業日は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 夏季、冬季及び春季において校長が定める日

(4) 略

2 略

(授業科目及び授業時間数)

第6条 養成課程等の授業科目及び授業時間数は、別表の基準に従い、校長が別に定める。

(入学資格)

第10条 養成課程に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者とする。

(入学志願の手続)

第11条 養成課程に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 最終学校の長の調査書
- (3)及び(4) 略

(入校選抜手数料の納付)

第16条の2 大学の養成課程に係る入校選抜試験を受けようとする者は、条例に定めるところにより、入校選抜手数料を納付しなければならない。

(授業料の納付期限等)

第17条 条例第7条第1項の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。

2～4 略

(授業料等の減免)

第18条 条例第16条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免は、性行、学業とも良好な学生であつて、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 略

(聴講の手続等)

第21条の2 聴講の許可を受けようとする者は、所定の期日までに、聴講許可申請書(様式第8号の2)を校長に提出しなければならない。

(入学資格)

第10条 養成課程等に入学することができる者は、次のとおりとする。

課程	入学資格
養成課程及び専門技術課程	学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に規定する者
研究課程	大学の養成課程を卒業した者又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(入学志願の手続)

第11条 養成課程等に入学しようとする者は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 最終学校の長の調査書(専門技術課程に入学しようとする者を除く。)
- (3)及び(4) 略

(入校選抜手数料の納付)

第16条の2 大学の養成課程等に係る入校選抜試験を受けようとする者は、条例に定めるところにより、入校選抜手数料を納付しなければならない。

(授業料の納付期限等)

第17条 条例第7条の授業料は、前期分にあつては4月20日までに、後期分にあつては10月10日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額の授業料を納付しなければならない。

2～4 略

(授業料等の減免)

第18条 条例第15条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料(以下「授業料等」という。)の減免は、性行、学業とも良好な学生であつて、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 略

2 校長は、前項の聴講許可申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、聴講を許可するものとする。

3 校長は、前項の規定により聴講を許可したときは、聴講許可書（様式第8号の3）をその者に交付するものとする。

4 その他聴講の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

（聴講料の納付）

第21条の3 前条第2項の規定による聴講の許可を受けた者は、条例に定めるところにより、聴講料を納付しなければならない。

2 条例第7条第3項の聴講料は、校長が指定した期日までに、当該許可を受けた聴講科目に係る聴講料の全額を納付しなければならない。

第3章 研修課程

（研修の科等）

第22条 研修課程の研修（以下この章において「研修」という。）における科及びコースは、次のとおりとする。

科	コース
短期研修科	3か月コース
	6か月コース
	12か月コース

2 略

（受講の手續）

第24条 研修を受けようとする者は、所定の期日までに受講願書（様式第8号の4）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の受講願書の書類審査及び面接の結果、適当と認めるときは、研修の受講を許可するものとする。

3 校長は、前項の規定により受講を許可したときは、受講許可書（様式第8号の5）をその者に交付するものとする。

4 第2項の規定により受講を許可された者は、所定の期日までに、誓約書（様式第8号の6）を校長に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、研修の受講に関し必

第3章 研修課程

（研修の種類等）

第22条 研修課程の研修（以下「研修」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 農業研修
- (2) 国際交流研修

2 略

（受講志願の手續）

第24条 研修を受けようとする者は所定の受講願書を校長に提出しなければならない。

要な事項は校長が定める。

(受講料の納付等)

第25条 前条第2項の規定により受講を許可された者は、条例に定めるところにより、受講料を納付しなければならない。

2 条例第7条第2項の受講料は、次の研修コースの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより納付しなければならない。

(1) 3か月コース及び6か月コース 受講の許可を受けた日(次号において「許可日」という。)から20日以内に受講料の全額を納付する。

(2) 12か月コース 前期分にあつては、許可日から20日以内に、後期分にあつては後期開始後20日以内に、それぞれ受講料の額の2分の1に相当する額を納付する。

(3) 前2号の規定にかかわらず、6か月コース及び12か月コースの終了が年度を超えるときは、当該年度を超えた月分の受講料については、翌年度の4月20日までに納付する。

(受講料の減免)

第26条 条例第16条の規定による受講料の減免は、受講料の納付が困難であると認められる者について行う。

2 受講料の減免を受けようとする者は、受講料減免申請書(様式第8号の7)を校長に提出しなければならない。

(研修の終了)

第27条 略

(受講の許可)

第25条 研修の受講の許可は、前条の受講願書の審査等によって行う。

(研修の終了)

第26条 略

第27条 削除

様式第1号(第9条関係)

第 号	卒業 証書	年 氏	月 氏	日 氏	名
年	月	日	職 氏 名	印	農 業 經 営 学 科 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 す る
鳥 取 県 立 農 業 大 学 校 養 成 課 程					

様式第1号(第9条関係)

第 号	卒業 証書	年 氏	月 氏	日 氏	名
年	月	日	職 氏 名	印	た こ と を 証 す る
鳥 取 県 立 農 業 大 学 校 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 す る					

様式第2号(第11条関係)

略

入学願書

職 氏 名 様

私は、貴大学の養成課程農業経営学科
コースに入学したいので、関係書類を添えてお願
いします。

年 月 日

住 所
(ふりがな)
氏 名 印

様式第2号(第11条関係)

略

入学願書

職 氏 名 様

私は、貴大学の 課程 科(専攻)に入
学したいので、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

住 所
(ふりがな)
氏 名 印
年 月 日生

様式第2号の2(第12条の2関係)

略

入学許可申請書

職 氏 名 様

様式第2号の2(第12条の2関係)

略

入学許可申請書

職 氏 名 様

私は、貴大学の養成課程農業経営学科
コースに入学したいので、申請します。

年 月 日

受験番号
住 所
氏 名 印

私は、貴大学の課程 科(専攻)に入
学したいので、申請します。

年 月 日

受験番号
住 所
氏 名 印

様式第2号の3 (第12条の2関係)

第 号

入学許可書

氏 名
年 月 日 生

本大学の養成課程農業経営学科 コースへ
の入学を許可する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第2号の3 (第12条の2関係)

第 号

入学許可書

氏 名
年 月 日 生

本大学の課程 科(専攻)への入学を
許可する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第5号 (第15条関係)

休学願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により休学したいので、
許可して下さるよう保証人と連署してお願いし
ます。

年 月 日

<u>養成課程農業経営学科</u>	<u>コース</u>	年
本人	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

様式第5号 (第15条関係)

休学願

職 氏 名 様

このたび、下記の理由により休学したいので、
許可して下さるよう保証人と連署してお願いし
ます。

年 月 日

<u>課程</u>	<u>科(専攻)</u>	年
本人	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印
保証人	住 所	
	氏 名	印

記

略

様式第 8 号 (第18条関係)

授業料等減免申請書

職 氏 名 様

授業料 (入校選抜手数料、入校料) の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

養成課程農業経営学科 コース 年

本人氏名 印

保護者住所

氏名 印

略

記

略

様式第 8 号 (第18条関係)

授業料等減免申請書

職 氏 名 様

授業料 (入校選抜手数料、入校料) の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

課程 科 (専攻) 年

本人氏名 印

保護者住所

氏名 印

略

様式 8 号の 2 (第21条の 2 関係)

聴講許可申請書

職 氏 名 様

私は、貴大学校の下記の科目を聴講したいので、申請します。

なお、聴講中は貴大学校の諸規程を守り、学業に精励します。

記

1 聴講の目的

2 聴講期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 聴講希望科目

年 月 日

住所

(ふりがな)

氏名 印

様式8号の3 (第21条の2関係)

第 号
聴講許可書
住 所
氏 名
年 月 日付けで申請のあった聴講については、下記のとおり許可します。
記
1 聴講科目
2 聴講期間 年 月 日 ~ 年 月 日
年 月 日
職 氏 名 <input type="checkbox"/> 印

様式第8号の4 (第24条関係)

受講願書
職 氏 名 様
私は、貴大学の短期研修科 ー コースを受講したいので関係書類を添えてお願いします。
年 月 日
住 所
(ふりがな)
氏 名 印

様式第8号の5 (第24条関係)

第 号
受講許可書
住 所
氏 名
本大学校研修課程短期研修科 ー コースの受講

を許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第8号の6 (第24条関係)

誓約書

職 氏 名 様

私は、貴大学の研修課程の研修生として、大学で決められた諸規程を堅く守り、研修に精励することを誓います。

年 月 日

住 所
氏 名

様式第8号の7 (第26条関係)

受講料減免申請書

職 氏 名 様

受講料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所
氏 名

減免希望額	
減免理由	

様式第9号(第27条関係)

年	月	日	職氏名	印	し た こ と を 証 す る	短 期 研 修 科	鳥 取 県 立 農 業 大 学 校 研 修 課 了 程	第 修 了 証 書 号	年 氏	月	日	生 名

様式第9号(第26条関係)

年	月	日	職氏名	印	る	鳥 取 県 立 農 業 大 学 校 研 修 課 了 程	割 り 印	第 修 了 証 書 号	年 氏	月	日	生 名

第2条 鳥取県立農業大学校管理規則の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表(第6条関係)

科目		授業内容	授業時間数	
教養科目		情報処理基礎・統計学・外国語・農業と文化・農民文学・体育・工芸 文化・経済原論・くらしと法律	208以上	
専 門 科 目	共通科目	農学原論・作物概論・園芸概論・畜産概論・農業基礎実習・簿記基礎 ・土壌肥料・農業学・作物保護・植物生理・環境保全と農林業・農業 気象・農業機械・食品衛生・鳥獣被害対策・生物工学・土壌診断・農 産物加工・森林管理・農業経済・情報処理演習・農業簿記・農業政策 ・税法・農産物貿易と流通・農業経営管理・販売マーケティング・財 務分析・経営計画・農業組織論・農業法人・農業金融	672以上	
	専 攻 科 目	果樹	果樹各論・果樹経営・果樹病虫害・専攻ゼミ・果樹栽培実習・農家等 留学研修・卒業論文・経営計画設計演習	1,948以上
		野菜	野菜各論・野菜経営・野菜病虫害・専攻ゼミ・野菜栽培実習・農家等 留学研修・卒業論文・経営計画設計演習	1,948以上
		花き	花き各論・花き経営・花き病虫害・専攻ゼミ・花き栽培実習・農家 等留学研修・卒業論文・経営計画設計演習	1,948以上
		作物	作物各論・作物経営・作物病虫害・専攻ゼミ・作物栽培実習・農家等 留学研修・卒業論文・経営計画設計演習	1,948以上
	畜産	家畜飼養管理・受精卵移植・飼料作物・家畜衛生・家畜審査・家畜育 種・畜産経営・家畜栄養・人工受精・専攻ゼミ・畜産実習・農家等留 学研修・卒業論文・経営計画設計演習	1,948以上	
特別活動		学校行事・文化活動・地域活動	372以上	
計			3,200以上	

附則

(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県立農業大学校管理規則(以下「新規則」という。)第21条の2及び第24条の規定による聴講及び受講の手續その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に、鳥取県立農業大学校の養成課程又は研究課程に在籍していた者であって同日以後引き続き当該課程に在籍するものに係る授業科目及び授業時間数の基準については、新規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。